

答申第 637 号

平成 29 年 5 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 11 月 22 日付けで諮問された特定の要請に係る起案文書等一部非公開の件（諮問第 710 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、特定の要請に係る起案文書等のうち、特定の現地調査の写真については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定をすべきである。
- (2) 実施機関が、前記(1)以外の審査請求の対象となった箇所を一部非公開及び不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月30日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定の要請に係る起案文書等について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月14日付けで、特定日付け特定の要請に対する回答に係る起案文書一式（以下「本件起案文書」という。）並びに特定日の現地調査資料一式並びに当該調査に係る旅費請求書及び運転日報（以下「本件現地調査資料」と総称する。）を対象文書として特定の上、本件起案文書のうち、特定の要請をした者の住所及び氏名並びに本件現地調査資料のうち旅費請求書に記載のある特定職員の職員番号及び居住地（以下「本件非公開情報」と総称する。）については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるとして、条例第5条第1号を理由に非公開とし、また、本件現地調査資料のうち特定の現地調査の写真（以下「本件写真」という。）については条例第3条第1項第3号に該当するため行政文書ではないとして、さらに、本件現地調査資料のうち現地調査報告書（以下「本件報告書」という。）については作成していないため不存在であるとする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。その後、知事は、平成28年10月27日付けで、本件処分の理由付記について訂正を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年10月14日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が実施機関を訪問した際、実施機関の職員から本件報告書及び本件写真と思われる文書等が綴じられたものを提示された。したがって、本件報告書及び本件写真は存在するはずである。

4 実施機関（湘南地域県政総合センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

本件非公開情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるため、条例第5条第1号に該当すると判断した。

(2) 本件報告書について

実施機関が行った現地調査は、何らかの法令に基づく調査ではなく任意に行ったものである。当該現地調査を行った結果、報告書を作成するほどの成果がなかったため、所属長に対して口頭による報告を行ったものである。よって、本件報告書は作成していないため不存在である。

(3) 本件写真について

本件写真は、本件報告書を作成するために撮影した写真であって、補助に用いる一時的に作成した電磁的記録であることから、条例第3条第1項第3号に該当し、行政文書にあたらぬと判断した。

なお、本件写真については、現地調査の結果を所属長へ口頭報告した際の資料として使用した後、実施機関に属する職員がアクセスすることが可能なサーバ上の共有フォルダに保存している。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第20条第1項本文及び条例第19条第3項の規定に基づき、審査請求人からの意見及び実施機関の職

員からの口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。

そこで、本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

本件非公開情報は、特定の要請をした者の住所及び氏名並びに特定職員の職員番号及び居住地であることから、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるため、同号本文に該当することは明らかである。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」のいずれかに該当するものは公開すると規定している。

そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(イ) 前記アにおいて同号本文に該当するとした情報のうち、特定の要請をした者の住所及び氏名は、実施機関に対して特定の要請を行った者の住所及び氏名であることにかんがみれば、これらの情報が、同号ただし書アからエまでに規定される情報ではないことは明らかである。

よって、特定の要請をした者の住所及び氏名は、同号ただし書アから

エまでのいずれにも該当しないと判断する。

また、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報のうち、特定職員の職員番号及び居住地は、公務員の情報ではあるが、その性質にかんがみれば、公務員等の職及び職務遂行に関する情報であるとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イ及びウに規定される情報であるとは認められない。また、これらの情報が、特定職員の情報であることにかんがみれば、同号ただし書ア及びエに規定される情報であるとは認められない。

よって、特定職員の職員番号及び居住地は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 本件報告書の存否について

本件報告書について、実施機関は、特定の現地調査の結果として報告書を作成するまでの内容には至らないと判断し、口頭での報告に代えたことから、作成していなかったため不存在である旨主張している。

当審査会が確認したところ、神奈川県職員服務規程第22条は、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているが、上司に随行した場合や、軽微な事項についてはこの限りではないとしている。同規定を踏まえると、実施機関が、当該現地調査は法令に基づく調査を行うことについて確認したにすぎず、調査結果の報告書を作成するまでの内容には至らないと判断したことから、本件報告書を作成していないため不存在であると説明していることに不合理な点は見当たらない。

(4) 本件写真の存否について

ア 本件写真について、実施機関は、本件写真が補助に用いる一時的に作成した電磁的記録であることから、条例第3条第1項第3号に該当するため、行政文書に該当しない旨主張している。

この点、同号は、文書で作成した記録を正規の記録としている場合に、正規の記録を作成するための補助として一時的に作成した電磁的記録は、公開請求の対象となる行政文書には該当しない旨規定している。

これを本件について見ると、実施機関が、正規の記録として本件報告書

を作成していない状況にかんがみれば、本件写真が、同号に該当するという実施機関の主張を採用することはできない。

イ そこで、当審査会では、本件写真が行政文書に該当するか、すなわち、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した電磁的記録であって当該実施機関において管理されているものであるかどうか、以下、検討する。

ウ 本件写真は、実施機関の職員が公務旅行中に撮影したものであることから、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した電磁的記録であることは明らかである。

エ 他方、「実施機関において管理されているもの」については、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものと解されるところ、かかる組織共用性の判断にあたっては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）②当該文書の利用の状況（業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮すべきものと解される。

これを本件について見ると、本件写真は、公務旅行中に撮影されたものであること、所属長の指示等があったこと、また、所属長へ口頭報告した際の資料として使用されていること、さらに、実施機関に属する職員がアクセスすることが可能なサーバ上の共有フォルダに保存されていることから、実施機関の職員が閲覧可能であることが認められる。

このことから、本件写真は、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれていることが認められる。

オ したがって、本件写真は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して

職務上作成したものであって、当該実施機関において管理されていることが認められることから、本件請求に係る諾否の決定の対象となる電磁的記録に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 11 月 24 日	○ 諮問
平成 29 年 2 月 23 日 (第 161 回部会)	○ 審議
3 月 22 日 (第 162 回部会)	○ 審査請求人から意見を聴取 ○ 実施機関の職員から処分理由を聴取
4 月 28 日 (第 163 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 5 月 15 日現在) (五十音順)